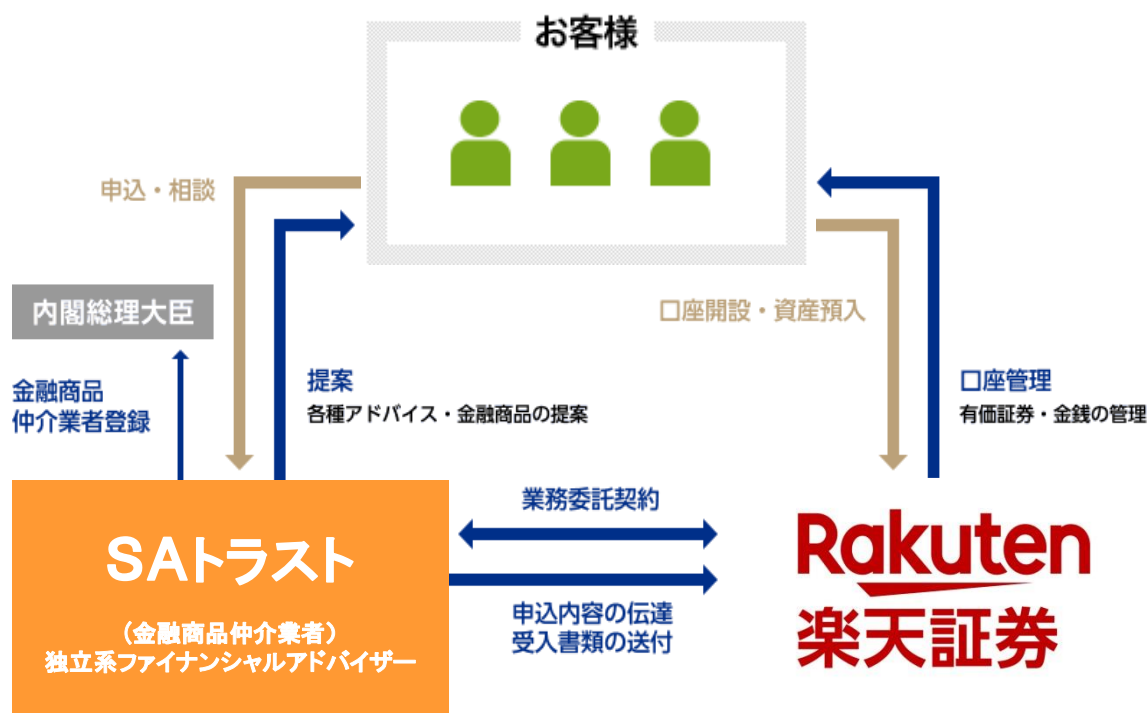


## 金融商品仲介業制度のしくみ

- 金融商品仲介業制度とは、証券会社や銀行等の金融機関でなくても、これらから委託を受けた金融商品仲介業者が、有価証券取引の勧誘や、お申込みを受けた有価証券の売買などの仲介を行うことができる制度です。
- 金融商品仲介業者は証券会社などと契約し、内閣総理大臣の登録を受けた者が、独立した経営業務を行います。
- SAトラスト株式会社(金融商品仲介業者)は、楽天証券(所属金融商品取引業者)と業務委託契約を締結し、**独立・中立の立場**で、お客様本位の資産形成をアドバイス致します。



## 業務の内容

- SAトラスト株式会社(金融商品仲介業者)は、楽天証券(所属金融商品取引業者)より、「お客様に、金融商品取引の勧誘をする」と、「お客様から金融商品取引のお申込みを受け\*、金融商品取引業者へ、伝達(仲介する)ことを主な業務として委託されています。
- 取り扱う金融商品は、委託を受けた範囲の商品に限られます。また、実際の金融商品取引契約は、金融商品仲介業者であるSAトラストを介して、お客様と楽天証券との間で成立することになります。

\* お客様のお取引申し込み内容を受けるといった外務行為ができるのは、外務員資格を保有し外務員登録をした者に限られます。